

研究分担者（補助事業者）の変更について

研究分担者を研究組織に新たに追加する場合、または研究分担者の科研費応募資格がなくなり削除する場合には、研究分担者変更承認申請書を提出する必要があります。

【提出書類】研究分担者を追加・削除する場合

- ・補助事業者変更承認申請書（様式C-9）
- ・研究分担者変更承認申請書（様式F-9-1）

【提出期限】

- ・研究分担者を追加または削除する場合には、**事前に**日本学術振興会に提出すること。

【提出（送信）の流れ】

- ① 科研費電子申請システム（[こちら](#)）にログインし、「操作手順（補助金課題は、[こちら](#)）」・「記入例・作成上の注意（補助金課題は、[こちら](#)）」「操作手順（基金課題は、[こちら](#)）」「記入例・作成上の注意（基金課題は、[こちら](#)）」をご参照の上、作成してください。
※研究分担者を追加する場合、研究分担者の承諾および研究分担者が所属する研究機関の承諾が必要です。研究分担者の情報等を入力後、「依頼する」チェックボックスにチェックを入れ、一時保存を行い、研究分担者に承諾を依頼してください。
- ② 追加する全ての研究分担者および研究分担者が所属する研究機関の承諾が完了しましたら、【再開】から中断していた作成処理を続行し、【確認完了・送信】をクリック（データを送信）し、下記の要領で様式1部を提出。
- ③ 修正がない場合は、このまま提出完了。
- ④ 修正がある場合は、紙媒体とデータを返却しますので、修正後、下記の要領で再提出。

提出要領： ・『提出確認用』の文字がないもの ・両面印刷 ・左端の糊付けは不要
--

【留意事項】

- ・実際の研究分担者の変更は承認後となるので、研究分担者を追加した場合の分担金の使用は承認後に行うこととなります。
- ・研究分担者を新たに追加する場合は、事前に科研費電子申請システム上での承諾が必要です。研究分担者情報を入力し、一時保存をした場合は、必ず研究分担者に承諾を依頼してください。また、研究分担者が所属する研究機関の承諾も必要ですので、併せて研究分担者へ依頼してください。
- ・研究分担者が他の研究機関へ異動した（応募資格は保持）場合は、特段の届け出は不要です。但し、研究機関以外への異動や辞職等、応募資格を有しなくなる場合は「削除」手続きが必要です。ご不明な場合は、研究支援課研究支援係へご相談ください。